

令和7年度前期選抜募集要項

福島県立湖南高等学校

郵便番号：963-1633

住 所：郡山市湖南町福良字車ノ上 8453-1

電 話：024-983-2126

1 アドミッション・ポリシー

湖南高校では、次のような生徒を求めています。

- ・地域や自然と触れ合う探究活動やボランティアに興味を持ち、かつ、リーダーとして活動する意欲のある生徒
- ・規則を守り、謙虚な姿勢で学び、自らを成長させる意欲のある生徒
- ・高校入学後、目的意識を持って意欲的に取り組む生徒

2 募集学科及び募集定員

(1) 募集学科

全日制の課程・普通科

(2) 募集定員

- ① 特色選抜：募集定員 40 名の 10%程度とする。
- ② 一般選抜：募集定員 40 名から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 出願資格

次の(1)の条件を満たす者とする。

なお、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 県教育委員会が示した「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「入学者選抜実施要綱」という。）の「第1 入学者募集」の「2 出願資格」（1ページ参照）を満たす者
- (2) 次の4に示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

4 特色選抜における「志願してほしい生徒像」

本校では、小規模校としての特色を生かした個別対応ときめ細かな教育を行っており、コミュニティ・スクールとして、地域社会の魅力を内外に発信できる人材、地域社会に貢献できる人材の育成を目指し、次のような生徒を求めている。

- ・規則を守り、謙虚な姿勢で学ぶことができる者
- ・高校入学後、目的意識を持って意欲的に取り組む者
- ・次のA型、又はB型のいずれかに該当する者

A型（探 究）：中学校での学習成績が良好で、高校入学後、地域や自然と触れ合う探究活動やボランティアに興味を持ち、かつ、リーダーとして活動する意欲のある者

B型（部活動）：中学校での学習成績が良好で、高校入学後、運動部（ボート部、又はソフトテニス部）に入部し、3年間活動する意欲のある者

5 出願方法

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

（次ページへ続く）

7 出願期間

令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、460円切手（簡易書留代を含む）を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和7年2月7日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 令和7年度前期選抜入学願書（以下「入学願書」という。県教育委員会において作成した様式統一1号の1）

② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。県教育委員会において作成した様式共通1号）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとし、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

③ 令和7年度特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（県教育委員会において作成した様式統一1号の2に、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成した様式統一1号の3に、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

「入学者選抜実施要綱」（3～4ページ参照）に定めるところによる。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（県教育委員会において作成した様式共通4号の1）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（県教育委員会において作成した様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出の方法等は、「入学者選抜実施要綱」（4ページ参照）に定めるところによる。

提出期間は、令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。

郵送の場合には、2月17日（月）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

10 県外等からの出願

「入学者選抜実施要綱」（4～5ページ参照）に定めるところによる。

（次ページへ続く）

11 願書受付

- (1) 願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
- (2) 入学願書に、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日（月）から2月13日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、祝日は受け付けない。

出願先変更の方法、手続き等は、「入学者選抜実施要綱」（5ページ参照）に定めるところによる。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（県教育委員会において作成した様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（県教育委員会において作成した様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 出願の特例措置

「入学者選抜実施要綱」（6ページ参照）に定めるところによる。

15 選抜方法・選抜資料

以下のものを資料として総合的に判定し、合格者を決定する。

(1) 特色選抜

選 抜 資 料	
学力検査	5教科とする。A型、B型ともに傾斜配点は実施しない。 学力検査の満点を250点とする。
特色選抜志願理由書	本校への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。
調査書	A型、B型ともに「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定を2倍とし、195点満点とする。「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は点数化しないが、内容を精査する。
特色面接	個人面接を実施する。志願者の適性と目的意識を確認するとともに、自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。 面接については、点数化し、A型、B型ともに100点満点とする。
特色検査	実施しない。
選抜資料の満点	A型、B型ともに全体の満点は、545点とする。

(次ページへ続く)

(2) 一般選抜

選 抜 資 料	
学力検査	5教科とする。傾斜配点は実施しない。 学力検査の満点を250点とする。
調査書	「各教科の学習の記録」は195点満点とする。「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は点数化しないが、内容を精査する。
一般面接	個人面接を実施する。志願者の適性と目的意識を確認するとともに、自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。 面接については、段階評価する。 ※特色選抜との併願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。
学力検査と調査書の成績の比重	同等とする。

16 学力検査の日時、日程、会場等

- (1) 日 時 令和7年3月5日(水) 午前9時～午後3時10分(午前8時30分までに受付を済ませること)
- (2) 日 程 開 場 7:40～
受 付 8:10～ 8:30
諸注意 8:30～ 8:40
- (3) 学力検査の時程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

- (4) 会 場 福島県立湖南高等学校
- (5) 持参品 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)
- (6) その他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

17 特色面接及び一般面接の日時、日程、会場等

- (1) 日 時 令和7年3月6日(木) 午前9時～午後2時(午前8時30分までに受付を済ませること)
- (2) 日 程 開 場 7:40～
受 付 8:10～ 8:30
諸注意 8:30～ 8:40
特色面接及び一般面接
9:00～ 14:00

※ 特色面接及び一般面接の終了時間は志願者数により変更する場合があります。志願者数確定後、終了予定時間を、本校校長が事前に在学(出身)中学校長を通して、又は直接、本人に連絡する。また、昼食の準備が必要な場合には、その旨を併せて連絡する。

- (3) 会 場 福島県立湖南高等学校
- (4) 持参品 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム
- (5) その他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(次ページへ続く)

18 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日（金）正午以降に、本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
- (3) 中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのか分かる合格者一覧を提供する。
 - ① 提供日時 令和7年3月14日（金）合格者発表後から午後3時まで
 - ② 提供場所 事務室
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

19 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、「入学者選抜実施要綱」（11ページ参照）に定める追検査等の受験の手続きを行い、追検査等受験許可証の交付を受けること。

(1) 追検査の対象となる志願者

次の①～③の理由で、やむを得ず、検査等の全部または一部を欠席した者

- ① インフルエンザ等学校感染症に罹患（新型コロナウイルス感染症を含む）
- ② 学校感染症以外の疾病や負傷等（月経随伴症状等を含む）
- ③ 事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害等による交通遮断等

(2) 受験状況による追検査等の取扱い

	前期選抜の受験状況		追検査等	出願状況
	第1日目	第2日目		
	学力検査	特色面接 一般面接		
A	欠席	欠席	学力検査 特色面接・一般面接	特色選抜のみ 一般選抜のみ 特色選抜と一般選抜の併願
B	欠席	受験	学力検査	
C	受験	欠席	特色面接・一般面接	

(3) 学力検査、特色面接及び一般面接の日時、日程、会場等

- ① 日時 令和7年3月11日（火）午前9時～午後4時45分（午前8時30分までに受付を済ませること）
- ② 日程 開場 7:40～
受付 8:10～ 8:30
諸注意 8:30～ 8:40
- ③ 会場 福島県立湖南高等学校
- ④ 学力検査の時程

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

⑤ 特色面接及び一般面接 15:00～16:45

※ 特色面接及び一般面接の終了時間は志願者数により変更する場合がある。志願者数確定後、終了予定時間を、本校校長が事前に在学（出身）中学校長を通して、又は直接、本人に連絡する。

※ 特色選抜と一般選抜の併願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

⑥ 持参品 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

- (4) その他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

（次ページへ続く）

20 その他

- (1) 障がい等のある志願者に対する配慮については、「入学者選抜実施要綱」（18 ページ参照）に定めるところによる。
- (2) 前期選抜で不合格になった者についての取扱い
前期選抜で不合格になった者が、後期選抜に出願するときは、「入学者選抜実施要綱」（13～17 ページ参照）に定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (3) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（教育委員会において作成した様式共通 8 号）を在学（出身）中学校長を通して、本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (4) 入学検定料の免除
「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第 4 条第 1 項により、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前 1 年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。
- (5) 以上のほかは、「入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。
- (6) その他、不明な点があれば本校に問い合わせること。